

香港国家安全維持法の撤回を求める声明

2020年7月20日

日本国民救援会

会長 望月 憲郎

香港では、若者をはじめ多くの香港市民が「香港国家安全維持法（国家安全維持法）」に反対する集会やデモに参加し、声を上げました。この声を、中国政府・香港政府は、催涙弾や放水、暴行で弾圧し、6月30日、中国全国人民代表大会（全人代）常務委員会で同法の成立・施行を強行しました。それに伴い、治安維持の実動部隊として「国家安全維持公署」を香港に設置しました。

■治安維持法同様、人権抑圧の法律は直ちに撤回を

日本国民救援会は、1928年に創立し、天皇制政府が中国をはじめアジアの国々を侵略した戦争に反対し、主権在民を唱えたために治安維持法で弾圧をされた人びとを救援し、みずからも弾圧され、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を活動の羅針盤として、人権と民主主義を守るために運動をすすめてきました。私たちは、かつての日本の治安維持法と同様に、市民の自由と人権を抑圧する国家安全維持法に反対し、すみやかな撤回を強く求めるものです。

■国家権力による恣意的運用で人権を侵害

国家安全維持法は「国家の安全を脅かす行為および活動に従事」することを禁止し、それに違反した者を処罰（最高刑は終身刑）するとしています。処罰対象は、国家分裂、国家権力転覆、テロ、国家安全保障を脅かす外国または域外勢力との共謀などの行為とされ、抽象的で、行為態様や範囲があいまいです。そのため国家権力の恣意的な運用によって、市民の人権が侵害される危険があります。刑事・司法手続きにおいても、通信傍受などによる市民監視、令状なしの逮捕など、人権が保障されていません。さらに行政長官による担当裁判官の任命、法律の解釈権限が裁判所ではなく全人代常務委員会に帰属されること、容易に傍聴が禁止・制限できることなど、裁判の独立・公平そして公開の原則が踏みにじられています。

しかも、香港に在住していない外国人の行為、香港以外の地における行為も取締り・処罰の対象となり得るとされ、日本で同法に違反する行為をおこなえば罰せられる恐れがあります。

■国際条約にも違反

言論・表現の自由、思想・良心の自由など基本的人権は、世界人権宣言や国際人権規約など一連の国際条約によって保障された大切な権利です。その権利は、すべての国の人びとに等しく与えられなければなりません。それは、人権侵害が戦争につながるという第2次世界大戦の教訓だからです。だからこそ、国家安全維持法案に対して、国連人権理事会が任命した特別報告者約50人が、同法案が香港市民の政治的・市民的権利を著しく制限するものだとして撤回を求め、施行後も国連人権高等弁務官事務所の報道官が集会の自由や表現の自由など基本的人権が侵害される恐れがあるとの見解を示しました。

国際条約に違反する同法は、香港の市民だけでなく私たちの問題でもあります。

香港では現在、政府の政策に声を上げる人びとが次々と逮捕されています。私たちの批判が、現実のものになっています。「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進」（世界人権宣言）を誓約している中国が、ただちに国家安全維持法を撤回することを改めて求めるものです。